

第4章 原子力災害の防災計画

第1節 計画の目的【総務局危機管理室】

1 目的

原子力災害は、地震、大雨等の自然災害等に比べて、五感で感じることができず、被ばくの程度を自ら判断できないなどの特殊性があり、かつ市民生活への影響が極めて大きいものである。

本計画では、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されたことによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るための必要な対策等について、市及び原子力事業者その他関係機関がとるべき措置を定め、原子力災害から市民の生命・身体・財産を守ることを目的とする。

なお、この計画は原災法に定めなき事業者の事故に際しても、原災法に準じた対応をとる。

2 計画において尊重すべき指針

この計画の専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づくものとする。

なお、本市の対象となる施設は、実用発電用原子炉に該当せず、また、原子力災害対策重点区域の指定についても原子力事業所の施設内で完結している。しかしながら、防災基本計画において、実用発電用原子炉以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については、当面の間は実用発電用原子炉における対応等を参考に対応していくものとしているため、本計画においても同様に計画に定め、災害の規模等に応じて、柔軟に対応することとする。

第2節 本章で想定する災害【総務局危機管理室】

本章では、以下の災害を想定し必要な対策を講じるものとする。

- 1 核燃料物質を保有する事業所における災害
- 2 核燃料物質の事業所外運搬中の事故による災害
- 3 広域的放射能汚染災害

第3節 対象となる施設【各原子力事業所】

市内の原子力施設と原子力災害対策重点区域（原子力施設からの半径）は次のとおり。なお、原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）において、実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域については、今後原子力規制委員会において検討を行うこととなっているため、今後、検討結果等をもとに柔軟に対応を行う。

事業所名		所在地	熱出力等	原子力災害対策重点区域 ^{※1}
株式会社東芝 原子力技術研究所 ^{※2}	NCA	川崎区浮島町	200W	半径約100m
	N28-2		核燃料物質使用施設	半径約50m

※1 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」

※2 石油コンビナート等特別防災区域に立地する施設

事業所名	所在地	現況
株式会社東芝研究炉管理センター	川崎区浮島町	廃止措置中
株式会社日立製作所 王禅寺センター (HTR)	麻生区王禅寺	廃止措置中
東京都市大学（旧武蔵工業大学） 原子力研究所	麻生区王禅寺	廃止措置中

第4節 計画の基礎とするべき災害の想定【総務局危機管理室】

- 1 前節の原子力災害対策重点区域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態については、原子力災害対策指針のとおりとする。
- 2 核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価については、原子力施設等の防災対策について（平成15年原子力安全委員会決定）を参考にする。
- 3 地震及び津波による原子力施設への影響については、本市の地震被害想定調査及び県の津波浸水予測図等を参考にする。

第5節 災害予防対策【総務局危機管理室、環境局環境対策課、

健康福祉局医療政策推進室、消防局、各原子力事業所】

災害応急活動等を推進するに当たって、原子力事業者及び市の果たすべき責務は次のとおりとする。

- 1 原子力事業者（原災法第2条に定める者をいう。）の責務
 - (1) 原子力災害は、地震、大雨等の自然災害等に比べて、五感に感じられないなどの特殊性があり、かつ市民生活への影響が極めて大きい。核燃料物質の取扱事業者は関係法令を遵守するとともに、災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるものとする。また、事業者は市及び防災関係機関等と十分な連携をとり、市民の安全を確保するための予防対策に努めるものとする。
 - (2) 原子力事業者防災業務計画の作成及び作成にあたっての協議（第3節対象となる施設1にあげる事業者）

原子力事業者は、原子力事業所ごとに自らが構ずべき措置を定めた「原子力事業者防災業務計画」を作成するとともに、毎年、同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

また、原災法第7条第2項の規定に基づく原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとする場合は、その計画案を60日前までに市及び関係自治体と協議を開始するものとする。
 - (3) 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故への備え

原子力事業者は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速な通報に必要な非常時連絡表を作成するとともに、運搬を行う際は、これら書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。

また、危険時の措置等を迅速・的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。
 - (4) 原子力防災管理者等の選任

原子力事業者は、原子力防災組織を統括する者として、原子力事業所ごとに、その事業所長等から原子力防災管理者を選任するとともに、原子力防災管理者を補佐し、また、原子力防災管理

者が不在の時にその職務を代行する副原子力防災管理者を選任するものとする。

2 市の責務

(1) 原子力事業者に対する指導

消防局長は、原子力事業者に火災予防等の観点から、次の事項について消防法第4条に基づき立入検査等を実施し、指導するものとする。

指導項目	ア 消防用設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備 イ 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施 ウ 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施 エ 自衛消防組織の設置、防火管理者等の選任、防災資機材の整備 オ その他必要な事項
------	---

(2) 原子力事業所からの報告の徴収及び立入検査の実施

市は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき原子力事業者から報告の徴収及び事業所への立入検査を実施することにより、原子力災害の予防措置が適切に行われているかを確認する。なお、立入検査を実施する関係局の職員は、その身分を示す証明書を提示して、立入検査を行うものとする。

検査項目	ア 原子力事業者防災業務計画の内容 イ 原子力施設の状況 ウ 原子力防災組織の設置状況 エ 原子力防災管理者等の選任及び原子力防災要員の現況 オ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況 カ 原子力事業者における放射線測定の実施状況 キ 原子力防災に資する各種マニュアルの整備状況 ク 従業員に対する研修・訓練の実施状況 ケ その他原子力防災対策に必要な事項
------	---

(3) 原子力防災専門官との連携

市は、国が原災法第12条に基づき、原子力事業所ごとに指定した緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、緊急時における派遣職員の任務、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達等について、平常時からオフサイトセンターに常駐する原子力防災専門官（原災法第30条に規定）と密接な連携を図る。

(4) 防災関係機関等との連携

市は、市域並びに住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、国（指定地方行政機関）、原子力事業者、指定公共機関、指定地方公共機関、他の自治体等の協力を得て防災活動を実施することとし、日頃から連携を密に図るなどして、体制の整備を図る。

(5) 川崎市原子力施設安全対策協議会

市は、原子力災害から市民の安全を確保するため、川崎市原子力施設安全対策協議会を設置し、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉に関する法律」（昭和32年法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）の第23条及び第52条に定める核燃料物質を取り扱う事業者と、放射性物質に関する安全確保のための情報交換、協議等を行う。

（資料編 川崎市原子力施設安全対策協議会要綱）

3 防災体制の整備

(1) 市は、原子力災害応急対策を迅速的確に実施するため、平常時から原子力防災体制の整備に努めるとともに、国、県、原子力事業者（「原子炉等規制法」の第 23 条、第 52 条に定める核燃料物質を取り扱う事業者も含む。）その他関係機関との情報収集・連絡体制の充実・強化についても努める。

(2) 環境放射能モニタリング

環境局長は、平常時から市域における環境放射能の水準を把握するとともに、緊急時モニタリング※³体制の整備に努める。

なお、原災法第 2 条第 4 号の規定に基づく各原子力施設の周辺については、神奈川県によりモニタリングポスト（5 箇所）が設置され常時監視を行う。

※³ 緊急時モニタリングとは、放射性物質又は放射線の異常な放出、あるいはそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングを行うことをいう。

(3) 消防局長は、消防活動計画に基づき、円滑な消防活動の確保、消防職員の被ばく防止等、活動体制の整備に努める。

(4) 健康福祉局長は、放射線の被ばく者等の医療に対応するため、あらかじめ被ばく者等を収容する医療機関を把握し、不測の事態に備える。

(5) 総務局長は、平成 13 年 6 月に神奈川県と締結した「核燃料物質輸送情報に関する協定書」に基づき、県から輸送情報の提供を受け、不測の事態に備える。

4 防災対策上必要とされる防護資機材の整備

(1) 市は、原子力災害の発生に際し、必要と想定される放射線測定機器類の整備を行う。

(2) 市は、災害活動に従事する職員の安全と円滑な防災活動を確保するため、放射線防護服等の資機材を整備する。

5 職員に対する研修

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、研究機関、放射線傷害に対処できる病院、事業者等の協力を得て、次の事項について、教育訓練を実施する。

研修内容	(1) 放射性物質及び放射線に関する一般知識 (2) 活動上の基本的留意事項 (3) 防護資機材の取扱い (4) その他必要な事項
------	--

6 市民啓発

市及び原子力事業者は、市民に対して原子力防災に関する知識の普及・啓発に努める。

また、市は市民等に対してサーベイメーター等の原子力資機材の貸し出し等を行う。

なお、防災知識の普及・啓発に際しては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人その他いわゆる災害時要援護者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

7 防災訓練の実施

(1) 原災法に基づく防災訓練の実施

市は、国が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に共同して参画する。

(2) 個別訓練等の実施

原子力施設内での災害及び核燃料物質輸送車両からの不測の事態に備え、国、県、原子力事業

者等関係機関の支援のもと、協力して防災活動が実施できるよう緊急時に対処するための個別要素別の訓練を実施する。

第6節 災害応急対策【総務局危機管理室、環境局環境対策課、健康福祉局医療政策推進室、消防局、神奈川県、神奈川県警、各原子力事業所】

原子力災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における応急対策について必要な事項を定める。

1 災害情報等の収集・連絡等

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、次のとおり災害情報等の収集・連絡を行うものとする。

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、市及び県等に対して情報提供を行うとともに、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

イ 市は、原子力規制委員会から連絡があったときなど、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係機関に連絡するものとする。

<参考>

情報収集事態：原子力施設等立地市町村で震度5弱及び震度5強が発生した事態（原子力施設等立地都道府県における震度が6弱以上であった場合を除く）

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、市及び県等に対して情報提供を行う。また、市、県及びその他関係機関等に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、早期の避難等の防護措置の実施が必要な者等（以下、施設敷地緊急事態要避難者等）の避難準備等の要請を行う。

イ 市は、原子力規制委員会から連絡があったときなど、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係機関に連絡するものとする。

また、国の要請又は独自の判断等により、施設敷地緊急事態要避難者等の避難準備等を行う。

<参考>

警戒事態：その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、施設敷地緊急事態要避難者等の避難準備等を行う段階のこと。このため、原子力事業者は事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。

施設敷地緊急事態要避難者の避難対策について：

原子力災害対策指針では、実用発電用原子炉の原子力災害対策重点区域において、予防的防護措置を準備する区域（以下、PAZ）内の避難対策等として、施設敷地緊急事態要避難者の避難対策を位置付けている。現在、本市においてPAZ等の指定はないが、実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考に予め計画に定め、災害の規

模等に応じて、柔軟に対応することとする。

(3) 施設敷地緊急事態が発生した場合

- ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、市、警察、消防機関、海上保安署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をFAXで送付する。また、被害状況、活動状況等を定期的に文書により連絡する。
- イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県、市及びその他関係機関等に連絡し、市に対して、施設敷地緊急事態要避難者等の避難実施等の要請を行う。また、緊急時モニタリングセンターを立上げ、緊急時モニタリング結果等を市へ連絡する。
- ウ 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係機関等に連絡するとともに、市の応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。また、国の要請又は独自の判断等により、施設敷地緊急事態要避難者等の避難実施等を行う。
- エ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

<参考>

施設敷地緊急事態：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。このため、原子力事業者は事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。

(4) 全面緊急事態が発生した場合

- ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、市、警察、消防機関、海上保安署、原子力防災専門官等に同時に文書をFAXで送付する。
- イ 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに県、市及びその他関係機関等に連絡を行う。
- ウ 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係機関等に連絡するとともに、市の応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。また、内閣総理大臣からの指示又は独自の判断により、避難勧告等を行う。
- エ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、市及びその他関係機関等の連絡・調整等を引き続き行う。

<参考>

全面緊急事態：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じ、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。このため、原子力事業者は、事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。

2 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

3 活動体制の確立

(1) 原子力事業者等の活動体制

ア 原子力事業者は、施設敷地緊急事態の発生の通報を行った場合、速やかに防災要員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、事故対策本部の設置など必要な体制をとるとともに、原子力災害の発生防止のために必要な応急対策を実施するものとする。

イ 原子力事業者等は、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した場合は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入禁止区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確・迅速に行うことにより原子力災害の発生の防止を図り、さらに、必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の応援要請を行うものとする。

ウ 原子力事業者等は、相談窓口を設置するなど、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備する。

(2) 市の警戒配備体制

市は、24時間体制により災害の発生に備え、時間外・休日等に事故が発生した場合には、まず、総務局危機管理室の当直職員が事故情報等の収集・伝達を行うものとする。また、事故等の状況に応じて人員を増員し、速やかに警戒配備体制に入るものとする。

さらに、県が市に設置しているモニタリングポスト又は原子力事業者のモニタリングポストにおいて、毎時 $1\mu\text{Sv}$ 以上の放射線量を検出し原子力施設によるものと確認されたときは、直ちに市災害警戒本部の設置準備を開始するものとする。

(3) 事故対策のための警戒体制

ア 市災害警戒本部の設置

市長は、次のいずれかの場合、速やかに職員を非常参集させ、危機管理担当副市長を本部長とする市災害警戒本部（以下、本章において「市警戒本部」という。）を設置し、国、原子力防災専門官、県、原子力事業者その他関係機関と緊密な連携を図りつつ、情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講じるものとする。

設置基準	(ア) 施設敷地緊急事態の発生の通報・連絡を受けたとき。 (イ) 県が市に設置しているモニタリングポストにおいて、毎時 $5\mu\text{Sv}$ 以上の放射線量を検出し、原子力施設によるものと確認されたとき。 (ウ) 放射性物質の漏えい等の影響が周辺に及ぶおそれがある場合で、事故の規模、予想される被害等により、危機管理担当副市長が必要と認めるとき。
------	--

イ 区本部の設置

危機管理担当副市長は、必要に応じて、区本部の設置を各区長に指示する。

ウ オフサイトセンターの立上げ準備

市及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合には、原子力防災専門官の指揮のもと、直ちに、国が行うオフサイトセンターの立上げ準備に協力する。

エ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催し、これに市職員の派遣要請があった場合には職員を派遣する。

オ 市警戒本部及び区本部の廃止

市警戒本部及び区本部の廃止は次のいずれかの基準によるものとする。

廃止基準	(ア) 市災害対策本部が設置されたとき。 (イ) 現地事故対策連絡会議で必要がなくなったと判断し、危機管理担当副市長が必要がなくなったと認めたとき。
------	---

(4) 市災害対策本部の設置

ア 市災害対策本部の設置

市長は、次のいずれかの場合、直ちに市長を本部長とする市災害対策本部（以下、本章において「市本部」という。）を設置し、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に実施する体制をとる。

設置基準	(ア) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 (イ) 原子力施設等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるとき。
------	--

イ 区本部の設置

市長は、必要に応じて、区本部の設置を各区長に指示する。

ウ 市本部及び区本部の廃止

市本部及び区本部の廃止は次のいずれかの基準によるものとする。

廃止基準	(ア) 原子力緊急事態解除宣言が発出されたとき。ただし、原子力災害事後対策実施区域が設定された場合はこの限りではない。 (イ) 原子力災害事後対策実施区域が解除されたとき。 (ウ) 市長が、必要なくなったと判断したとき。
------	--

(5) 各局区の任務分担

市警戒本部及び市本部を構成する局区の事務分掌は本章末別表のとおりとする。

(6) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣

市本部は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることになった場合は、職員をこれに出席させ、国の原子力現地対策本部その他関係機関と緊急事態応急対策の実施、原子力災害拡大防止のための応急措置実施方法等について協議する。

また、市本部は、職員をオフサイトセンターに派遣し、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

4 市の応急対策

市は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施する。

主な活動	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救出・救助・救急活動 (2) 消火活動 (3) 医療救護活動 (4) 周辺住民等に対する災害広報 (5) 警戒区域の設定 (6) 周辺住民等に対する屋内退避又は避難勧告、指示、避難誘導 (7) 避難所の開設・運営管理 (8) その他必要な措置
------	--

※ 実施に当たっては、県の活動体制に準じた体制をとることとする。

5 消防機関の応急対策

原子力災害時における市の消防機関の活動は、事前計画等に基づき、放射性物質の拡散、汚染の拡大を配慮し、要救助者の救出、周辺住民、隊員の被ばく防止を重点に、迅速的確な消防活動を実施するものとする。

出場した現場の消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を実施する。

消防隊活動 主眼	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力防災管理者、施設責任者、放射線取扱主任等専門家の確保による早期災害実態把握と協力要請 (2) 現場指揮本部、消防警戒区域、放射線危険区域等の設定及び立入制限 (3) 被ばく・汚染管理の徹底 (4) 放射線測定 (5) 消火活動 (6) 救助・救急活動 (7) 現場広報活動 (8) 避難誘導 (9) その他必要な活動
-------------	---

6 医療活動

健康福祉局及び保健福祉センターは、国から派遣された放射線医学総合研究所等の医療関係者からなる被ばく医療に係る医療チームの協力を得て保健福祉センター等において、放射線被ばく又は放射能汚染の有無、一次除染・安定ヨウ素剤^{※5}の服用等の医療活動を実施する。なお、必要と認められる場合は、県、その他関係機関等に協力を要請する。

また、避難等を実施した場合においては、避難所等において県、原子力事業者、地元医師、保健福祉センター職員（診療放射線技師等、診療放射線技師で放射線取扱主任者又は放射線管理士の資格を有する職員）、被ばく医療に係る医療チーム等と連携し、スクリーニング等を実施する。

※5 安定ヨウ素剤

放射性ヨウ素が放出された場合、吸入により甲状腺への影響があり、甲状腺ガンや甲状腺機能低下症が発生する可能性がある。

このため、甲状腺への影響が著しいと予測された場合、安定ヨウ素剤を予防的に服用し、放射性ヨウ素剤の影響を低減することが必要である。また、医師等による説明や服用指示を行う。

緊急時医療における各チームの役割分担

チーム名	役割（分担業務）
スクリーニングチーム	周辺住民等の放射性物質の汚染検査と問診による汚染者のふるい分け
救護チーム	救護所の開設、住民等の健康管理（問診）及び応急処置（安定ヨウ素剤含む）
診断除染チーム	放射性物質により汚染された者の除染、再検査、汚染物（衣服等）の管理
医療チーム	被ばくのない一般傷病者に対する救護と医療

緊急医療機関

- 保健福祉センター等
- 川崎市立川崎病院
所在地 川崎市川崎区新川通12-1
事業所とのおおよその距離 約6km（直線）
- 北里大学病院（県指定緊急被ばく医療機関）
所在地 相模原市南区北里1-15-1
事業所とのおおよその距離 約3.5km（直線）
- 放射線医学総合研究所
所在地 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1

7 警察の応急対策

警察は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、オフサイトセンターに要員を派遣して、県、市及び関係機関と連携して次の応急対策を実施する。

警察の対応	(1) 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他防護活動 (2) 犯罪の予防等社会秩序の維持活動 (3) 緊急輸送のための交通の確保 (4) 周辺住民等への情報の伝達 (5) 搬送中の事故時における負傷者の救出救助活動 (6) その他必要な措置
-------	---

8 原子力防災専門官の対応

原子力防災専門官は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の発生の通報を受けた場合において、国の専門職員が到着するまでの間、現地における実質的な国の責任者として、必要な情報収集、県及び市の応急対策に対する助言、その他災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行う。

9 広域的な応援体制

- (1) 専門家の派遣要請

市長は、施設敷地緊急事態発生の通報・連絡がなされた場合等において、必要に応じ専門家の助言・指導を得るため、国に対して、原子力関係の専門家又は専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(2) その他応援要請

広域的な応援による災害対策を推進する必要がある場合は、第3部第4章応援体制に準じて要請するものとする。

第7節 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動【総務局危機管理室、健康福祉局、上下水道局】

1 屋内退避、避難勧告

(1) 市長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣の指示があった時又は独自の判断により、被災地区への立入制限等の措置を実施し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退き勧告又は指示を行い、警察など関係機関との連携のもと、その徹底を図る。また、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達されたときは、速やかに意見を述べるものとする。

なお、施設敷地緊急事態発生した場合などは、国の要請又は独自の判断等により、施設敷地緊急事態要避難者等の避難実施等を行うため、警察など関係機関との連携のもと、対応することとする。

市長及び区長は避難誘導に当たって、避難に資する情報の提供に努めるとともに、住民の避難状況の確認を行う。

(2) 避難等の勧告・指示内容

屋内退避又は避難のための立ち退き勧告又は指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行うこととする。

勧告・指示内容	ア 避難等を要する理由
	イ 避難勧告・指示等の対象地域
	ウ 避難先とその場所
	エ 避難経路
	オ 注意事項

(3) 住民等への周知

市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、同報無線や広報車等による災害広報により住民等への周知を実施する。なお、避難等の必要がなくなったときも同様とする。

(4) 知事等への報告

市長は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告及び指示を行った場合は、速やかに、国の原子力災害対策本部長及び知事に報告する。

(5) 避難状況の確認

市は、避難のための立ち退きの勧告及び指示を行った場合は、戸別訪問や避難所における確認等により、住民の避難状況を確認する。

(6) 災害時要援護者等の多様なニーズへの配慮

市は、避難誘導や避難所での生活に関し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の

災害時要援護者及び一時滞在者並びに男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するものとする。特に、避難所での健康状態の把握や災害時要援護者それぞれの状況に応じた配慮に努める。

(7) 広域避難

大規模な被害が発生し、市単独では住民の避難場所の確保が困難となった場合には、市は、県内の他の市町村への受入れについて直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるものとする。

2 汚染飲食物の摂取制限等

市は、緊急モニタリングの結果、原子力災害対策指針の飲食物摂取制限に関する指標や食品衛生法上の基準値等を踏まえた国及び県の指導・助言・指示、又は独自の判断により、遅滞なく次の措置を講じるとともに、直ちに市民広報を実施する。

(1) 飲料水に対する措置

水源地又は水道施設に汚染が発生した場合は、取水の制限及び飲用の禁止措置を講ずる。

(2) 食料品に対する措置

食料品が汚染された場合は、その摂取を制限し、又は禁止の措置を講ずる。

(3) 農畜産物に対する措置

農畜産物に汚染が発生した場合は、生産者、集荷機関及び市場の責任者等に生産又は出荷制限等の措置を講ずる。

(4) その他汚染物に対する措置

その他汚染物に対して、専門家の助言を得て必要な措置を講ずる。

3 飲料水、飲食物等の供給

市及び県は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告及び指示を行った場合、若しくは飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合には、必要に応じ、連携して飲料水、飲食物等の供給を行う。

第8節 災害時の市民等への指示広報【総務局危機管理室、秘書部、

市民・こども局シティセールス・広報室】

1 関係機関が連携した広報活動の実施

(1) 市及び原子力事業者その他関係機関は、国、県と連携して、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の特殊性を勘案し、放射性物質又は放射線の異常放出により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における周辺住民等の心理的動揺又は混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低減するため、速やかに広報部問を設置し、相互に連絡を取り合いつつ適切・迅速な広報活動を行う。また、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行う。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会の場を通じ、内容を確認した上で広報活動を行う。

2 市の広報

(1) 広報内容

広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられるが、周辺住民のニーズに応じた多様な内容を提供するものとする。

広報内容	ア	事故等が生じた施設名及び発生時刻
	イ	事故等の状況及び今後の予測
	ウ	被害状況と応急対策の実施状況
	エ	屋内退避や避難の必要性の有無
	オ	市民のとるべき措置及び注意事項
	カ	避難所の設置及び安否情報
	キ	交通規制及び各種輸送機関の運行状況
	ク	ライフラインの状況
	ケ	医療救護活動の実施状況
	コ	農水産物等の安全性の状況
	サ	飲料水、飲食物の供給状況
	シ	相談窓口の措置状況
	ス	安定ヨウ素剤の予防服用等の実施に関する情報
	セ	緊急時モニタリングの結果に関する情報
ソ	その他必要な広報	

(2) 広報の方法

市は、第3部第3章第1節「災害広報の実施」に定めるところにより、周辺住民に対して広報活動を行うものとする。

第9節 災害復旧対策【総務局危機管理室、関係局、各原子力事業所】

1 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き、存置される原子力災害現地対策本部等と連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

2 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と連携し、内閣総理大臣が定める原子力災害事後対策実施区域において、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示並びに警戒区域の設定を行うことができる。

3 各種制限措置の解除

市及び県その他関係機関は、環境放射線モニタリング、放射性物質による汚染状況等の調査結果及び国が派遣する専門家の判断を踏まえ、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、農水産物等の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

4 災害復旧計画の作成等

災害発生に係る原子力事業者は、原子力緊急事態解除宣言発出後、速やかに、災害復旧対策についての計画を作成し、原子力規制委員会、内閣府、県及び市に提出するとともに、同計画に基づき、直ちに災害復旧活動を実施するものとする。

5 災害地域住民に係る記録の作成等

(1) 災害地域住民等の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在したこと、避難所等においてとった措置等を記録するものとする。

(2) 災害対策措置状況の記録

市及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置図及び事後対策措置図を記録しておくものとする。

(3) 原子力事業者の措置

災害発生に係る原子力事業者は、原子力緊急事態解除宣言発出後、速やかに、被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備するものとする。

6 被害等の影響の軽減

(1) 心身の健康相談体制の整備

市及び災害発生に係る原子力事業者は、国、県とともに、災害発生現場周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

(2) 風評被害等の影響の軽減

市及び県その他関係機関は、国と連携して、必要に応じ原子力災害による風評被害等を未然に防止又は軽減するための広報活動を行う。また、国、県、市は生活必需品等の物価の監視を行うものとする。

(3) 被災中小企業等に対する支援

市及び県は、国と連携して、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付、中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金及び運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助及び助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

(4) 汚染された地域の除染等

国、県、市、原子力事業者及びその他の関係機関は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

(資料編 川崎市原子力施設安全対策協議会要綱)

第10節 広域的な放射能被害への対策【総務局危機管理室、関係局】

1 広域的な放射能監視体制

市と県は、設置しているモニタリングポストにより、平常時から広域的に放射線量のモニタリングを行い、異常の早期発見に努める。

また、異常な通知を検出した場合は、県が関係機関に対し県内外の原子力施設における事故発生の確認を行うとともに、第5部第4章各節の対策による対応をとる。

2 災害時の情報等の収集等

市は、市外に所在する原子力事業所の施設等で事故が発生した場合は、必要に応じて、県や国、原子力施設の所在する道府県から情報を収集する。

3 その他の災害への対応

その他、原子力艦の原子力災害などについては、本市において原子力災害対策重点区域等の指定はないが、前節までの規程に準じて、国や県等と緊密な連携のもと柔軟に対応することとする。

別表 各局区の事務分掌

名 称	主 な 対 策
総務局	1 災害に関する相談及び苦情等の処理の総合調整に関すること 2 新聞及び放送等による災害報道に関すること
市民・こども局	1 市民広報に関すること 2 新聞及び放送等による災害広報に関すること
健康福祉局	1 被ばく者の受け入れ病院との連絡・調整に関すること 2 放射線障害を含めた負傷者の応急医療に関すること 3 市民等の放射線障害に関する問合せへの対応に関すること 4 食品及び農作物の放射性物質等による汚染に対する安全確保に関すること
環境局	1 災害による大気汚染、水質汚染等の緊急時モニタリングに関すること 2 放射性物質による汚染に対するごみ焼却灰等の適正管理に関すること
建設緑政局	1 道路等の復旧計画の調整に関すること
上下水道局	1 放射性物質による汚染に対する上水道の水質保全等に関すること 2 放射性物質による汚染に対する工業用水道の水質保全等に関すること 3 放射性物質による汚染に対する下水道の焼却灰等の適正管理に関すること
消防局	1 災害現場における消火、救助及び救急活動に関すること 2 災害現場における警戒活動、並びに消防警戒区域の設定等に関すること 3 災害現場における原子力事業者等との連絡調整に関すること
その他の局(室)	1 部の所管事項等に関すること 2 他の部の支援に関すること
事務局 (危機管理室)	1 現地対策本部又は原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び災害対策の総合調整に関すること 2 災害に係る情報収集及び関係機関との連絡・調整に関すること 3 原子力に知見を有する専門家の派遣等の現場支援に関すること
区役所	1 区域内における災害情報の収集及び伝達に関すること 2 災害に係る緊急避難対策に関すること 3 避難場所の開設及び避難者の受け入れに関すること 4 区民等に対する広報に関すること 5 区民等の放射線障害に関する問い合わせの対応に関すること